

横浜市立保土ヶ谷中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は保土ヶ谷中学校 PTA と称する。

(目的)

第 2 条 保護者と教職員が協力して生徒の心身の健全な発達を図り、家庭・学校・社会における福祉を増進することを目的とする。

(方針)

第 3 条 本会の方針は次のとおりである。

- (1) 本会は、その名において営利的、宗教的、政治的その他の本会事業以外の活動を目的とする団体およびその事業に関係を結ばない
- (2) 本会は、生徒の福祉のために活動する他の機関および団体と協力する
- (3) 本会は、学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申し、学校の経営や教職員の人事に干渉しない

(事業)

第 4 条 本会の目的を達成するためつぎの事項に関する事業をおこなう。

- (1) 中学校教育振興に関する事項
- (2) 社会教育振興に関する事項
- (3) 本会と目的を同じくする他団体との協力に関する事項

(会員)

第 5 条 本会の会員は学校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる人(以下 保護者 という)および学校に勤務する校長ならび教職員(以下 教職員 という)とし会員はすべて平等の権利と義務がある。

第 2 章 会 計

第 6 条 本会の経費は、会費および寄付金、広告料を以て充てる。

会費は、月額 300 円とし、2 名以上在籍している場合は 1 名増すごとに月額 150 円増とする。教職員もこれに準ずるものとする。

第 7 条 本会の経費は、第 2 条の目的達成のため以外に使用してはならない。

(2) 会計に関する細則は別に定める

第 8 条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づきおこなわれ、決算は、会計監査を経て、総会で報告され承認を得なければならない。

第 9 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第3章 役員

- 第10条 本会につきの役員をおく。
- 会長 1名（保護者1名）
 - 副会長 2名（保護者2名）
 - 会計 2名（保護者1名、教職員1名）
 - 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
- 第11条 本会の各役員は、役員および会計監査推薦委員会において会員の中より選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 役員および会計監査推薦委員に関する細則は別に定める
- 第12条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第13条 役員職務はつぎのとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあった時にその職務を代行する
 - (3) 会計は、総会で決定した予算に基づき会計処理するとともに、会計監査を経て決算報告書を総会に提出する
 - (4) 書記は、各会合の議事を正確に記録し、各会合の通知その他庶務事項一切を行うものとする
- 第14条 役員および会計監査に欠員が生じた場合は第11条にかかわらず、実行委員会において速やかに補充を行う。ただし、任期は残任期間とする。
- また、会長に欠員が生じた場合は、副会長が昇格する。

第4章 会計監査

- 第15条 本会の経理を監査するため会計監査をおく。
- 会計監査 2名（保護者2名）
- 第16条 会計監査は、当該年度の経理を年2回監査し、中間監査は書面にて会員に報告し、年度末監査は次年度総会にて報告する。
- ただし、必要に応じて臨時に会計監査を行うことができる。
- 第17条 会計監査の選出方法および任期は役員に準ずる。

第5章 総会

- 第18条 総会は、本会の最高議決機関である。
- 総会には、定期総会・臨時総会がある。
- 年度末に開催される定期総会は、紙面総会で行うこともある。
- (1) 定期総会は毎年、年度初めと年度末に開催し、つぎの事項を審議する。
- (イ) 予算、決算
 - (ロ) 活動計画、活動報告

(ハ) 役員および会計監査の承認

(二) その他重要事項の審議、決定

(2) 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、また会員の5分の1以上の開催請求があった場合に開催する

第19条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。なお、委任状は出席とみなす。議事の決議は、出席者の3分の2以上の同意で決する。

第6章 役員会・委員会・任意団体

(役員会)

第20条 役員会は、本会役員、校長、副校長、教務主任を以て構成し、総会の決定に基づき、つぎのを行う。

- (1) 事業、予算の執行
- (2) 委員会間の調整
- (3) その他重要事項の審議

(実行委員会)

第21条 実行委員会は本会役員、各委員会委員長・副委員長、校長、副校長、教務主任、学年主任、各委員会担当教職員を以て構成し、審議事項はつぎのとおりとする。

- (1) 総会の提出事項の立案ならびに審議
- (2) 総会の付託事項の立案ならびに執行に関する事
- (3) 細則の改正・改廃に関する事
- (4) 委員会で立案された事項ならびに計画の審議と執行に関する事
- (5) 役員および会計監査に欠員が生じた時の補充候補者の推薦
- (6) その他重要事項

第22条 実行委員会の招集は、会長がおこない、原則として毎月1回開催する。

第23条 本会の会議は、構成員の過半数の出席で成立し、議事の決議は、出席者の過半数の同意で決する。

(委員会)

第24条 本会の事業を円滑に行うためにつぎの委員会を設ける。

- (1) 学年委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 保健厚生委員会
- (4) 成人教育委員会
- (5) 校外指導委員会

第25条 委員会の構成・運営に関する細則は別に定める。

(役員および会計監査推薦委員会)

第26条 本会は役員および会計監査推薦委員会を毎年設ける。

(特別委員会)

第27条 本会は、必要に応じて実行委員会の承認を得て、特別委員会を設けることができる。

(任意団体)

第28条 本会に、スポーツ・文化をとおし、保護者、教職員ならびに他校との親睦を図ることを目的とするために、任意団体を設けることができる。

(2) 市P連、区P連などの大会、交歓会に積極的に参加する

(3) 任意団体に関する細則は別に定める

第7章 改正

第29条 本規約は、総会において改正・改廃することができる。

第8章 細則

第30条 本会の運営上必要な細則は、本規約に反しないかぎりにおいて、実行委員会の議決を経て定める。細則を改正・改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

附 則

本規約は昭和27年9月29日より施行する。昭和34年4月26日改正。

昭和45年4月25日改正。昭和46年4月24日改正。昭和52年12月2日改正。

昭和58年3月5日改正。平成4年2月28日改正。平成9年3月1日改正。

平成12年9月29日改正。平成14年5月20日改正。平成15年9月29日改正。

平成22年5月19日改正。平成24年3月5日改正。平成28年3月11日改正。

平成29年3月7日改正。

保土ヶ谷中学校 PTA 細則

会計に関する細則

第1条 この細則は、本会規約第2章に基づき会計に関する細則を定めるものとする。
(慶弔費)

第2条 本会の会員に関する慶弔に際し、本会が表す慶弔意はつぎのとおりとする。

会 員	保 護 者		教 職 員	
	本 人	本校生徒	本 人	配偶者、父母 子、同居の義父母
弔 慰 金	10,000円 生花1基	10,000円 生花1基	10,000円 生花1基	5,000円 生花1基
結婚祝い金			5,000円	

第3条 前条に適しがたい場合は、役員会において決定する。

(部活動援助費)

第4条 部活動援助費は、PTA会費を以て充てる。
一人あたり年額500円とし、2名以上在籍している場合は1名増ごとに年額250円増とする。教職員もこれに準ずる。

第5条 生徒がスポーツ、文化活動等において、個人・団体に拘わらず関東大会もしくはそれに準ずる大会に参加する場合に祝い金を支給する。

	関東大会	全国大会
個 人	8,000円	15,000円
団 体	1人 8,000円 上限 80,000円	1人 15,000円 上限 150,000円

ただし、大会開催地が神奈川県内で宿泊を伴わない場合のみ、
関東・全国大会とも個人5,000円、団体20,000円とする

第6条 第5条に準じ、引率の教職員に補助金を支給する。

関東大会	全国大会
10,000円	20,000円

ただし、大会開催地が神奈川県内で宿泊を伴わない場合のみ、
関東・全国大会とも8,000円とする

第7条 第5条、6条以外の部活動支援に関しては、役員会において決定する。

(2) 余剰がある場合には、10万円を限度として繰り越すことができる。

附則

平成24年4月1日より施行。平成29年3月7日改正。

役員および会計監査推薦委員に関する細則

第1条 この細則は、本規約第11条に基づき、役員および会計監査推薦委員（以下推薦委員会という）に関する細則を定めるものとする。

第2条 推薦委員会は、本規約第10条の役員、第15条の会計監査を選出し、総会に報告する。

第3条 推薦委員会は、各委員会より2名、教職員より1名の10名以上で構成される。

第4条 推薦委員会の運営はつぎのとおりとする。

- (1) 会長が招集し発足する
- (2) 推薦委員の互選により委員長を選出し、以後委員長が必要に応じて招集し、委員会を開催する
- (3) 推薦委員の氏名は12月末までに会員に通知する
- (4) 各役員、会計監査候補を推薦し、候補者より承諾を得た後、総会開催日の7日前までに会員に通知する

第5条 推薦委員会は、その任務が終了した時に解任される。

附則

平成24年4月1日より施行。平成28年3月11日改正。平成29年3月7日改正。

各委員会の構成・運営に関する細則

- 第1条 この細則は、本規約第24条に基づき、各委員会の構成・運営に関する細則を定めるものとする。
- 第2条 地域より校外指導委員を選出する。
各クラスより、委員を2名以上選出する。
(1) 委員選出に関しては、本部役員との話し合いにおいて人数の調整を行う
(2) 委員の重複はできない
(3) 委員は、委員会に所属し、顧問の教職員と委員会を構成する
- 第3条 各委員会は、委員の互選により、委員長、副委員長を1名ずつ選出し、会長が委嘱する。
- 第4条 各委員会は、本会役員と密接な連携の基に、活動を実施する。
活動はつぎのとおりとする。
(1) 学年委員会は、PTAとして総括的な活動をおこなう
(2) 広報委員会は、会報の編集、その他広報活動をおこなう
(3) 保健厚生委員会は、生徒ならびに会員相互の保健向上のため各種活動を計画、立案し実施する
(4) 成人教育委員会は、会員相互の研修のため、講演会等の活動の計画、立案を推進する。
(5) 校外指導委員会は、会員相互の連絡を図り、学校教育に協力し、合わせて本会の業務の円滑を期し、校外における青少年指導に関する事項を担当する

附則

平成24年4月1日より施行。平成28年3月11日改正。平成30年2月28日改正。

任意団体に関する細則

- 第1条 この細則は、本規約第28条に基づき、任意団体に関する細則を定めるものとする。
- (団員)
- 第2条 本校に在籍する生徒の保護者ならびに教職員、10名以上で構成する。
ただし指導者は保護者、教職員でなくともよい。
- (新設・継続・休部・廃部)
- 第3条 団体の新設は、「登録申請書」に必要事項を記入し、会長に提出する。

実行委員会において協議したのち、許可するものとする。

- 第4条 継続・休部・廃部は、年度末に「登録申請書」に記入し会長に提出する。
(2) 人数等の関係で休部している団体は、最終代表者が卒業した時点で廃部となる

(経理)

- 第5条 団体の経理は、総会において議決された予算に基づき執行される。
(1) 経費は「大会交通費、本校以外の講師謝礼、備品」等とする
(2) 団体の会計担当者は、年度末に PTA 本部会計に会計報告をおこなう
(3) 団体の会計年度は、本会会計年度に準ずる

(活動)

- 第6条 活動を行うにあたり、学校施設を使用する際は、必ず学校長の許可を得る。
(1) 活動において、放課後や学校開放の約束事項を厳守し、各所に迷惑をかけないように配慮しておこなう
(2) 器物破損等のトラブルが発生した場合は、速やかに学校長、会長に報告すること
(3) 活動中は、自己管理・自己責任のもと、幼児・児童の安全に十分注意をすること
(4) 団体は、年度末に本部役員と、次年度の活動等の話し合いをもち覚書の作成をおこなう
(5) 団体の活動は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(役員)

- 第7条 団体にはつぎの役員をおく。
(1) 代表者 2名 (保護者 1名 教職員 1名)
① 教職員の代表者は、会長が学校長に依頼し決定する
(2) 会計 1名 (保護者 1名)
(3) スポーツ・文化委員
① 代表の保護者が兼務してもかまわない
② 区 P 連の委員会等に出席し、その内容を本部に報告すること

(改正)

- 第8条 本細則の改正・改廃のみ、役員会と団体代表者の協議において改正・改廃することができる。
ただし、その内容に関しては、実行委員会に報告し、次期総会において会員に報告しなければならない。

附則

平成 22 年 6 月 1 日より内規とし施行
平成 24 年 3 月 5 日に細則とする

組織運営図



